

30番金澤	申請番号12号ですけれど、昨日か今日の新聞に九州電力が再生エネルギーの申請を打ち切るということであったんですけれど、10kw未満は別として、これは申請はいつしたのか、おそらく3月ごろに申請したのも打ち切りようにしてあるそうで、太陽光をもう受付けない。
議長	<p>情勢でもちょっと申し上げようと思ったんですけれど、25日より再生エネルギーの売買契約を中断すると、いつまでなるのかわかりませんが、中断となっているわけでありまして、今日の新聞でしたか、契約済みになっている分についてはどうかというんですけれど、これの分はどうなっているんですか。</p> <p>これは、しかし本人が知っているわけですね、中断したからと言ったって、引き続き転用うんぬんしたからと言ったって、本人が出来なければ出来ない話でしょうから。</p>
30番金澤	おそらく出来ないんじゃないかと
議長	いつごろかわかりませんが…。
委員	申請を早く出していたのならどうか。
30番金澤	3月までに出したのが、70万件か50万件あるらしいんですけれど…。それもだめらしいです。10kw未満の家庭用は良いらしいんですが、これは50kwだからオーバーしています。
14番江本	<p>申請が出来るかどうかを聞いた後で決めたらどうですか。</p> <p>九電の方が受け入れてくれるんなら、通さなければならぬ、その確認を取った後でということ、良いんじゃないんですか。</p> <p>本人が知っているかどうかです。</p>
7番古田	これは、九電と当事者の話なので、農業委員は関係ないんじゃないですか。
30番金澤	<p>できるということで、本人はまだ知らないということですかね。</p> <p>事務局が受付けをした時に、こういうことになるということを言わなければいけない。</p>

7番古田	これを受け付けたのは、昨日・今日の話ではないんじゃないですか。
事務局	これを受け付けたのは、9月の16日です。
議長	新聞発表があったのが、25日でしたかね。
14番江本	前に許可を出した分は、中途半端になるんですが、その分はどうなるのでしょうか。
議長	<p>工事にまだ掛かっていない田んぼであったら、また考えなければいけない。基礎やら打ったりしているところは、どういうふうになるのか、これはもう我々が感知するところではない。</p> <p>転用については、許可したわけだから…。</p> <p>この方は、4条だから自分が土地に自分がこういうことをしたいということですから、出来ないということになると、何か違った用途をするか、今までどおりに畑にするか、そういうことになろうと思うんで、ここでは金澤さん我々としては、こういうことをするんだ、それがいいかどうかの論議をしてもらおうということで、結果として25日に発表があった、これは出来ないようになったのではないか、当時はこういう申請をしたけれども…。</p>
30番金澤	私が言うのは、受付に来た時に事務局はそういった細かなことを、こういった話があるんだがなということを行わなければ、いつまでたっても同じことのじょうになる。
議長	<p>しようと思って九電とか産業通産省とかにメーカーの人がそういった設定をしているわけで、その工事をする人が進めてきているのが、本人が頼みに行ったのもあるかもしれませんが、ほとんど業者に勧められて、お金が入るからやろうじゃないかということでしたと思うんで、そういう人たちは新聞に出る、出ないを先に知るくらい知っていると思うんです。情勢というかそういう問題についてはですね。</p> <p>だから、それはそれで申請をしたんだと思いますから、もし出来ねばこの方は4条ですから、自分の分ですからもうやめたとなるかも知りません。</p> <p>まあ、金澤さんとしては、こういうことを知っているのかということ、皆さんに言っていたということ、理解していい</p>

	ですか。
30番金澤 議長	はい こっちばかりがしゃべって申し訳ありません。その他ありませんか。
14番江本 議長	転用が中止になった場合、なんか出てくるんじゃないですかね。 それは、当初の申請事由をあげていることと違ったことになるから、大体完成したら一回また確認するようになっているんですよ、ここの事務局で…。こういうものをする、例えば家を建てる、といったのに家が建っていない話でいつまでもずると、例えばこれはどういうことかと言えば、土地を自分が建てるようにして転用していて、早く言えば宅地として他人に売れば事由が違いますね。その確認は、事務局がして家が出来あがったら、完成をしましたという届け出をしてもらうようになっておりますから、する予定になっていたのがしなければ、それはまた事務局としては、そのことについて問うことになると思います。
14番江本 事務局	転用の許可を受けてから、工事が終わるまでの期間はどれくらい見てるんですか。 それは、申請の時に実際いつまでかかるのか出してもらうので、それが基本になります。 それはもちろん、早くできた場合には、その時点で届出をしてくださいということをいっています。
議長	ここには、これだけしか書いていないんですけど、申請用紙には色々、いつまでには着工するとか、いつ完成だとかいうのはあらかじめ出しているんですよ。 だから、それに基づいて、出来たか出来んかのチェックをするということになっている。
14番江本 事務局	大体、完成予定というのは書いているわけですか。 そうですね。本人さんが当初計画どおりに完成できないという

	<p>ことであれば、いつでも取り換えの申請をしていただくことになります。</p>
議 長	<p>その他、そういう申請には、出していただいた方もおもうんですけれど、これだけするにはどれくらい費用が掛かるか、例えば5,000万円だとしますと、その5,000万円というのは借り入れですか、自己資金になるのか、あるいは銀行証明が、貯金がありますよ、あるいは金融機関が貸しますよという証明まで出していただくようになっているんですよ。</p> <p>こういう何かをする場合、当然費用がいるわけですから、経費が掛かるわけですから、それがいくらぐらいという見積もりも付いたり、その裏付けの貯金があるとか借入するとか、そういう資料が全部出ているんです。</p> <p>他に質問等はありませんか。金澤さんの話から始まったんですが、そういう内容ですので、いずれにしても、当分ということですがかなり厳しいんじゃないかなということですね。九電としては、前からそういったお話は出ていたんですけど、新聞では25日ではっきりしたということですね。</p> <p>その他質疑等はありませんか。</p>
7番古田	<p>申請番号13号の方なんですが、丸小野さんに聞きたいんですけど、放鶏地は問題ないんですか。</p>
事務局	<p>計画としては、建物の一部は鶏舎となっており、通常その中に鶏を飼っていて、ただそこに入れっぱなしではなくて、日中は放し飼いにします。</p>
7番古田	<p>隣近所の人からクレームが来るんじゃないですか。</p>
議 長	<p>すぐ民家が多いんですか。</p>
7番古田	<p>■■■■■■■■■■の左側なんです。</p>
10番丸小野	<p>隣地の承諾書も一緒についていました。</p>
30番金澤	<p>隣地の承諾があればいいのではないですか。</p>
議 長	<p>隣の方の承諾書もついていてということで、古田さんの心配し</p>

	<p>件集落接続というものに該当します。</p> <p>集落接続というのは、一定数以上の住宅がある中に住宅を建てる場合ということで、文言の定義的には集落とは相当数の家屋が建って集合している区域、接続とは既存の集落と間隔を置かないで接続する状態ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、続きまして担当農業委員のご説明をお願いします。</p> <p>申請番号34号について、27番 黒木英生 委員をお願いします。</p>
27番黒木	<p>34号の説明をいたします。</p> <p>この土地は、[REDACTED]の正面になるんですけど、道を挟んでちょうど前だから、その土地です。それとこれは親子の貸し借りでございますが、別に問題は無いと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは申請番号35号について、11番 小縣多津子 委員に説明をお願いします。</p>
11番小縣	<p>申請番号35号 [REDACTED]の土地は、息子さんにお父さんから贈与を受けて、家を建てる予定にしているんですけど、一部の78㎡だけはまだ畑として残っていたので、それを転用して家を建てたいということで、場所は [REDACTED]から県道を1km弱上った南側になります。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局並びに担当農業委員の説明がありましたが、質問やご意見等ございましょうか。</p>
36番松本	<p>35号の1種農地を家を建てるからと言って、3分の1の当てはまる部分がないがどういう意味ですか。</p>
事 務 局	<p>第1種農地でも出来る条件がいくつかあるんですけど、3分の1要件とこれは違って集落接続という要件で、ある程度住宅がある地域の中に人が住む住宅を建てるのであれば、その地域に人口が増えて、地域の活性化につながるだろうという理由で認めま</p>

	<p>しょうという例外規定です。</p> <p>この土地は、圃場整備の余り地のようなところで、面積も狭いですし、圃場整備の第1種農地として連想するようなところからちょっと違うかもしれないんですけど、形的には第1種農地ですので、この条件に合うということで、初めて転用許可が出る土地ということです。</p> <p>実際この地域は、付近に何軒か集落がある地域でして、すぐ東側・南側にいくつか家屋がございます。</p> <p>これが、住宅が少ない地域だと該当しないんですが、ある程度の規模の集落があって、そこに人が住む住宅を建てるということであれば該当するという事です。</p>
36番松本	<p>今の説明では、該当するという事だけれど、この申請をした人がすでにこのことを知っていたということですか。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
36番松本	<p>知らない人が、いっぱいいるんじゃないかと思うんですが、1種農地は大体転用できないようになっている。</p>
議長	<p>これは、小縣さんのところに来て、こうこうで家をこうこうしたいんだがという話があって来たんだけど、小縣さんが1種農地だけれど、こういう状況ならということを知っていたんですね。</p>
11番小縣	<p>本人じゃなくて、家を建てる大工さんが手続きにまわっている。</p>
議長	<p>大工さんが、先に農業委員会に聞きに来たんですね。</p>
事務局	<p>そういう問い合わせがあって、転用できるか確認しています。</p>
議長	<p>森重さん、あなたの前言っていた、九電かなんかの…。安森さんが言っていた、あすこも2軒か3軒あるんですが、あすこは大通りに面しているようなところは、中々難しいということだけれど、何戸以上あったら集落として、今言う活性化に結び付くから家を建ててもいいとなるんですかね。</p>

事務局	明確な定められた数字は無いです。大きい町、小さな村がありますので、それぞれの実情で判断しなさいということになっています。
議長	あすこは、1軒家が建っているんですが、あの家はどのようにして許可ができたのかなと思うんですが。
23番森重	1軒あって、宅地がもう1個あるんですが、家が建ってないんです。宅地だと思うんですが、その隣だから、ちょっと飛び地だったからダメと言われた。
議長	その向こうの方に、100mぐらいのところに家があるじゃないですか。
23番森重	すぐ近くに家があるんです。1軒しかない。
議長	あの1軒はどのようにして許可がでたのかなと私は思うんです。まあ、これはそういうことのようにですが、
事務局	審査基準を見てもわかるんですけど、今回の福田さんの土地の周りに10軒・20軒と家があるようなところですので、集落と言えらと思います。
36番松本	要は、家がありますよね、その横に1種農地ある。子どもがこの家では住めないから、ちょっと広げたいというのであれば、1種農地でも転用できるということですね。
議長	この辺に家が大分ある、その隣だから1種農地でも、その集落として全体的に、皆がそこに住めば、活気が出て村づくりというかそういうことになるんじゃないかという意味合いのようにあるんです。 だから、あすこでもだんだん家を建てれば、次から次に建つんじゃないかと思うんだけど、中々そこが…。
30番金澤	一回出たと思うんですが、1種農地と2種農地の区別はどう違うんですか。
事務局	1種農地は優良農地ということで、原則転用が出来ない。

30番金澤	<p>それは、だれが決めたんですか。</p> <p>畑だからそういわなくてもいいんじゃないかと思うんですが、畑の場合はそういわなくても、何ぼ人家があっても無くても、どんどん許可すればいい。</p>
事務局	<p>1種農地の説明なんですけれど、2種類ありまして、1つは圃場整備など公的資金が投入された、いわゆる土地改良された土地と、そういうものはなくても地域的に広がりがある、基準としては10ha以上なんですけれど、10ha以上のつながりのある広い農地を第1種農地というふうに認定しています。</p> <p>その地域全体のつながった部分で、例えば間に道路があったとしても、機械が行き来できる状態であれば、分断されていると見ないで一団の農地とし、間に山だとかある程度の川などがあれば、そこは区切るということになるんですけれど、区切られるまでの間の広さが10ha以上あれば、そこは1種農地になります。</p>
30番金澤	<p>家を建てる場合は、そんなに厳しくしなくてもいいと思うんですが、子どもが都会に行っていて帰って来て、家を建てようと思うけど、土地はあるんだけど建てられないというようなことが無いように、今人口はどんどん流出している中、厳しくしていたら帰って来ないようになる。</p>
議長	<p>まあ、基本は、いつかお話ししたように農業委員は田畑が減らないようにするための委員会ですので、それを早く家を建てからというのは、違った角度からのお話になることです。</p> <p>我々としたら、極力、田畑を田畑として何かを植えさせることが必要です。</p>
30番金澤	<p>それは、分かるんですが、人口流出の方がまず問題が大きい。</p>
議長	<p>それは農地集積問題や農地中間管理機構の問題等ありますが、中山間地の農地を集積するといっても、中々難しい。</p> <p>最初の質問は、松本さんからでしたが、もうよろしいですかね。</p>
36番松本	<p>ここにあがって来て審議するものは、法的にはクリアできているからここに出されているということで、ここで我々が良いだとか悪いだとかいう議論ではない。</p>

議 長	<p>基本は、事務局は皆様方が受付をして、そして事務局が審査と いうか農地法に照らし合わせて、そして私も大体出すまでに大あ らましに見させていただいておるんですが、皆さんがおかしいと いうことが過半を占めた場合は通りません。</p> <p>先ほどから、そのために挙手を求めているわけで、皆さん大抵 手を挙げてくれている。</p>
36番松本	<p>時々、違反案件があがってくるけれど、追認という法律がある けれど、黙って農地に建てていてもここで認めなければならない という法律があるんだが、勝手に農地に建てていて、「知らなか った」とか言い訳をしておって、崩すわけにいかないから、追認 とかいうのがあるんですね。</p>
議 長	<p>追認をするにも要件を満たさなければいけないけれど、例えば 黙ってお墓を建てたと、自分ところの土地だからいいやとしたと きには、いったんお墓を崩してもらいます。許可（墓地埋葬等に 関する法律）を取らずにやったことが悪いんですから…。</p>
36番松本	<p>他のものならいいけれど、家は昨日まで住んでいたのに崩せと いうのは…。</p>
議 長	<p>そういう場合の追認をどうするのかということなんです。</p>
36番松本	<p>お墓は認められないですわね、農業委員会とは別の墓地法です からね。</p> <p>倉庫とかいうのはどうなりますか。</p>
議 長	<p>農業用倉庫というのは、農業するために建てる。</p>
36番松本	<p>中を居り屋にすれば違反じゃないですか。</p>
議 長	<p>それは悪いです。</p> <p>家があって、その横がずうっと田んぼが続いている、この場合 優良農地ですから、第1種とかになるんですけど、その横に農 業倉庫を建てるという場合は、わりと認めてあげて、自分が農業 をするために必要とするものあれば、スムーズに行くと言うわけ で、最初は倉庫と言っというて、じわじわと中を改造するようなこ とでは、おかしい話ですから、完了届を見て、さっきも申しあげ</p>

14番江本	15年ほど前に許可を出しているんですが、完成までの期間はどのようになっているんですか。
事務局	申請書に完成の期日を記載するようになっています。
14番江本	着工していなければ、促す等の措置が必要ではないですか。
事務局	おっしゃる通りで、この件につきましては、チェックが出来ていない状況でこのようなこととなりました。今後はこのようなことが発生しないようチェックして行きたいと思います。
議長	その他、この件についてご質疑等ございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは、議案第44号を承認される方の挙手を求めます。
委員	(挙手)
議長	挙手多数により議案第44号を承認いたします。 続きまして、議案第45号農用地利用集積計画について、事務局より説明をしてください。
事務局	議案第45号農用地利用集積計画の利用権設定についてのご説明をいたします。 今月の利用権設定は、総数で11筆 面積20,532㎡です。内訳は、新規設定が8筆 面積15,676㎡、更新設定が3筆 面積4,856㎡です。 また、地区別の内訳ですが、国見地区が1筆 面積929㎡、国東地区が2筆3,927㎡、武蔵地区が7筆13,287㎡、安岐地区が1筆2,389㎡です。 詳細につきましては、議案書の6ページに一覧表にして記載しておりますのでご確認ください。 以上でございます。
議長	農用地利用集積計画について、只今事務局より説明致しました。何か質問やご意見等ございませんでしょうか。

5 番糸永	武蔵町に農業公社が借りていますが、何を作るのですか。
事務局	小ねぎの栽培です。トレーニングファームの卒業生に貸し付けるということです。
5 番糸永	はい、分かりました。
議長	その他、ご質疑等はありませんか。 それでは、質疑も無いようでありますので、議案第45号を承認する方の挙手を求めます。
委員	(挙 手)
議長	ありがとうございました。 挙手多数により、議案第45号を承認させていただきます。 以上で、本日の議案の審議を終了いたします。